

平成29年6月9日

江府町訓令第67号

## 江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の一部を補助することに関して必要な事項を定めることにより、飼い主のいない猫の過剰な繁殖に伴う殺処分を減らすとともに、猫の糞尿等による近隣被害を防止し、もって江府町民の動物に対する愛護意識の高揚と快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 飼い主がなく、江府町内に住みついている猫をいう。
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術(再手術等を防止するための左耳先カット手術を含む。)をいう。
- (3) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術(再手術等を防止するための右耳先カット手術を含む。)をいう。

### (補助の対象)

第3条 この要綱による補助の対象は、おおむね生後6か月以上の飼い主のいない猫に対する不妊手術又は去勢手術(以下「手術」という。)とする。

### (補助の対象者)

第4条 補助を受けることができる者は、江府町内に住所を有し、飼い主のいない猫の手術に取り組む集落やボランティア団体等の代表者(当該手術について他の団体から補助その他の助成措置を受ける者を除く。)とする。

### (補助金)

第5条 手術に要した費用に対する補助の額は、当該手術に要した費用の額とし、手術費の1/2(上限10,000円)とする。

2 前項に規定する補助金(以下「補助金」という。)は、毎年度、予算の範囲内で交付するものとする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、猫1頭ごとに飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助申請書(様式第1号)に対象の猫が確認できるカラー写真を添付して、江府町長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び現地調査等により補助金の交付の可否を決定し、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付可否決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(手術の実施)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、決定通知書に記載された有効期限までに、対象の猫に手術を受けさせなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助決定者は、対象猫の手術が完了したときは、速やかに補助事業等完了届(様式第3号)を江府町長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第10条 江府町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業交付確定通知書(様式第4号)により当該報告に係る補助決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助決定者は、前条の規定により補助金の額が確定された後速やかに、当該補助金の交付を江府町長に補助金交付請求書(様式第5号)にて請求しなければならない。

2 江府町長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該補助金を、交付するものとする。

(決定の取消し等)

第12条 江府町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 対象猫に手術を実施しなかったとき、又はできなかったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 江府町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(手術等に伴う責任)

第13条 手術により生じた問題については、当該手術を実施した動物病院と補助決定者との間で処理するものとする。

2 手術を実施した猫に飼い主がいた場合において、手術等により生じた問題については、当該猫の飼い主と補助決定者との間で処理するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、江府町長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

江府町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業実施要綱をここに公布する。

平成29年6月9日

江府町長 白石 祐治